

くすまちしょう しゃけいかく
玖珠町障がい者計画

しょう しゃけいかく だい きしょう ふくしけいかく
障がい者計画 第7期障がい福祉計画
だい きしょう じふくしけいかく
第3期障がい児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6年度～令和8年度

がいようばん
概要版



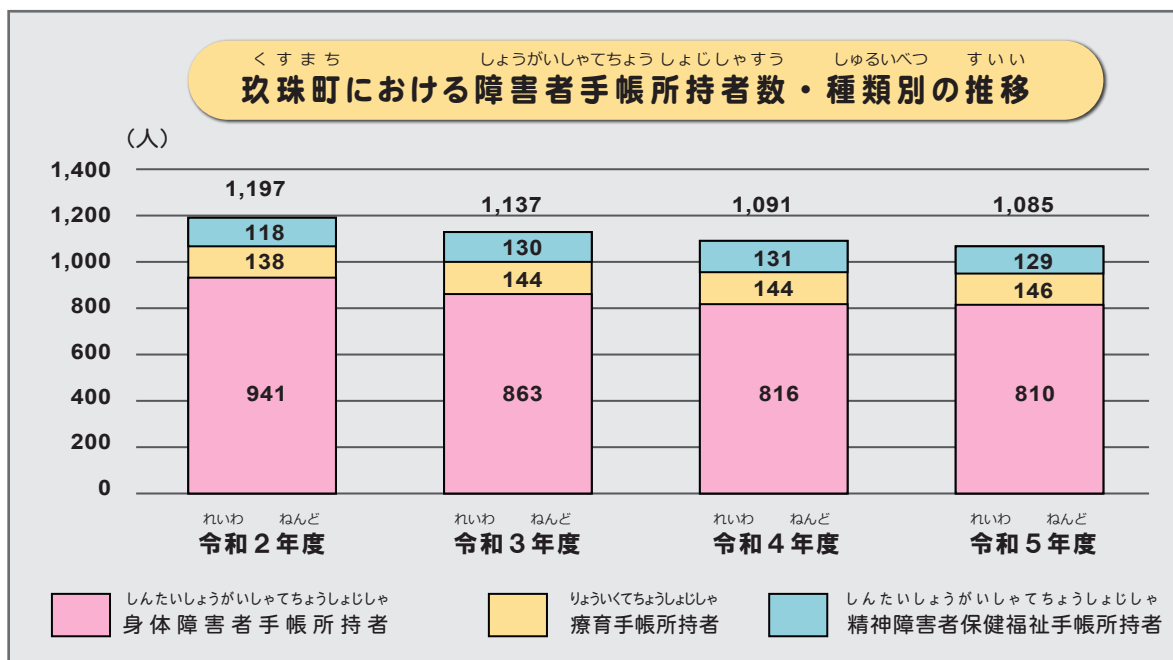
れいわ ねん がつ
令和6年3月

くすまち ふくしほけんか
玖珠町 福祉保険課

1

計画策定の趣旨

この度、「玖珠町障がい者計画（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」の計画期間の最終年度を迎え、これまでの計画の達成状況を把握し、本町の障がい福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、障がい福祉に係る関係法や制度の改正、障がいのある人を取り巻く環境の変化を勘案した上で、本町における障がい者並びに障がい児施策の総合的な視点から施策の見直しを実施し、さらなる施策充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画を策定しました。



2

計画期間について

本計画については、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の計画とします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画	←→			←→			←→			←→		
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期			第9期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期			第5期		

第6期計画に引き続き、基本理念である「人と地域の絆 心地よい（住みよい）くす町」を継承し、国の指針も踏まえた上で、本町の障がい福祉施策の取組を一貫した施策として展開できるよう推進していきます。

きほんりねん 基本理念

ひと ちいき きずな ここち す まち
人と地域の絆 心地よい（住みよい）くす町

きほんもくひょう 基本目標

1 せい かつ き ぼん じゅうじつ 生活基盤とサービスの充実



障がい者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

また、障がいや疾病の予防、重症化の防止を図る施策、障がい者でも安心して受けることができる医療体制の整備、難病患者や精神障がい者への支援等を行います。

きほんもくひょう 基本目標

2 じ り つ し ゃ か い さ ん か し え ん 自立と社会参加への支援



就労支援や在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がい者の地域生活を促進し、個々人にとって自立した生活のあるまちを目指します。また、インクルーシブ教育の推進や障がい者の文化活動及び障がい者スポーツ

の普及を促進することにより、活動の参加を通じて、障がいへの理解と認識を深め、地域で支えあう地域共生社会の実現を目指します。

きほんもくひょう 基本目標

3 み じ か ち い き さ さ た い せ い き ょ う か 身近な地域の支えあい体制の強化



障がいのある人を特別視する「意識上の障壁」を取り除き、障がいのある人もない人も支えあいながら生きる地域社会の実現のため、「ノーマライゼーション」の考え方について普及・啓発に努めます。

また、きめ細かな情報提供や気軽に相談できる窓口などの相談支援体制の確立を図り、地域生活を支援します。

基本目標	施策	取組
基本目標 1 生活基盤とサービスの充実	1 相談支援体制の充実	(1) 庁舎における相談窓口の充実
		(2) 相談支援事業所の充実
		(3) 在宅福祉サービスの充実
		(4) 障がい児支援の充実
		(5) 重層的支援体制の整備
	2 保健・医療	(1) 早期発見・早期療育
		(2) 保健・医療サービス
		(3) 精神保健と難病疾患対策の推進
	3 生活環境	(1) 福祉のまちづくりの推進
		(2) 居住環境の整備・バリアフリー化の促進
		(3) 移動交通手段の充実
基本目標 2 自立と社会参加への支援	1 教育、スポーツ・文化活動等の振興	(1) 就学前教育・保育・療育
		(2) インクルーシブ教育の推進
		(3) スポーツ・文化活動等の振興
	2 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 障がい者雇用の促進
		(2) 福祉的就労対策の充実
		(3) 経済的自立の支援
基本目標 3 身近な地域の支えあい体制の強化	1 情報収集・提供の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上
		(2) コミュニケーション支援の充実
	2 安全・安心	(1) 災害・緊急時の避難誘導対策の充実
		(2) 緊急通報システムの充実
		(3) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止
		(4) ヘルプカード・ヘルプマークの推進
		(5) アルコール・薬物・ギャンブル等依存症対策
	3 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 障がいを理由とする差別解消の推進
		(2) 権利擁護の推進
	4 行政サービス等における配慮	

障がい福祉サービス・支援の全体像

障がい福祉サービス

ほうもんけい

訪問系サービス

- きょたくかいご ・ 居宅介護
- じゅうどほうもんかいご ・ 重度訪問介護
- どうこうえんご ・ 同行援護
- こうどうえんご ・ 行動援護
- じゅうどしょうがいしゃどうほうかつしえん ・ 重度障害者等包括支援

にっちゅうかつどうけい

日中活動系サービス

- せいかつかいご ・ 生活介護
- じりつくんれん ・ 自立訓練
- きのうくんれん (機能訓練)
- せいかつくんれん ・ 生活訓練
- しゅくはくがたじりつくんれん ・ 宿泊型自立訓練
- しゅうろういこうしえん ・ 就労移行支援
- しゅうろうけいぞくしえん ・ 就労継続支援 (A型・B型)
- がた がた ・ 就労選択支援
- しゅうろうていやくしえん ・ 就労定着支援
- たんきにゅうしょ ・ 短期入所
- りょうようかいご ・ 療養介護

きょじゅうけい

居住系サービス

- きょうどうせいかつえんじょ ・ 共同生活援助 (グループホーム)
- しせつにゅうしよしえん ・ 施設入所支援
- じりつせいかつえんじょ ・ 自立生活援助

そうだん しえん

相談支援

- けいかくそうだんしえん ・ 計画相談支援
- ちいきいこうしえん ・ 地域移行支援
- ちいきていやくしえん ・ 地域定着支援

くすまち
玖珠町しょう しゃ
障がい者
しょう じ
障がい児

障がい児支援

しょう じつうしよ しえん
障がい児通所支援

- じどうはったつしえん ・ 児童発達支援
- ほうかごとう ・ 放課後等デイサービス
- ほいくじょうほうもんしえん ・ 保育所等訪問支援
- いりょうがたじどうはったつしえん ・ 医療型児童発達支援
- しょうがいじそうだんしえん ・ 障害児相談支援
- きょたくほうもんがたじどうはったつしえん ・ 居宅訪問型児童発達支援

- りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう ・ 理解促進研修・啓発事業
- じはつてきかつどうしえんじぎょう ・ 自発的活動支援事業
- そうだんしえんじぎょう ・ 相談支援事業
- せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう ・ 成年後見制度利用支援事業
- せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- いしそつうしえんじぎょう ・ 意思疎通支援事業
- にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう ・ 日常生活用具給付等事業
- しゅわほうしんいんようせいけんしゅうじぎょう ・ 手話奉仕員養成研修事業
- いどうしえんじぎょう ・ 移動支援事業
- ちいきかつどうしえん じぎょう ・ 地域活動支援センター事業
- ほうちんにゆうよく じぎょう ・ 訪問入浴サービス事業
- にっちゅういちじしえんじぎょう ・ 日中一時支援事業
- せいかつ じぎょう ・ 生活サポート事業
- てんじ こえ こうほうとうはっこう ・ 点字・声の広報等発行
- じどうしゃうんでんめんきよしゅとく かいそうじよせい ・ 自動車運転免許取得・改造助成

ちいきせい
地域生活支援事業

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

れいわ ねんど まつじてん しせつ にゅうしよしやう けい だい き せい せい
令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

にん きほん
(2.25人) することを基本とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

くすまち ここのえまち ちいき じりつ しえんきよう ぎかい かつよう きようぎ ば もう おおいたけん
「玖珠町・九重町地域自立支援協議会」を活用し、協議する場を設けるとともに、大分県

せいふ ほけんじょ かんない れんけい とりくみ けんとう
西部保健所管内での連携した取組を検討します。

(3) 地域生活支援の充実

くすまち ここのえまち ちいき じりつ しえんきよう ぎかい ちいき せいかつ しえん きよてんとう れいわ ねんど まつ せつ ち ず
玖珠町・九重町地域自立支援協議会に地域生活支援拠点等（令和2年度末に設置済み）の

はいち こうかてき しえん たいせい およ きんきゅうじ れんらくたいせい こうちく すず ねん かい
コーディネーターを配置し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回
いじょう うんようじょうきよう けんしょう けんとう おこな
以上の運用状況の検証・検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

れいわ ねんど いっぱんしゅうろう いこう じつせき ばい にん いじょう
令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍（1.28人）以上とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

いたく そうだん じぎょうしよ れんけい そうだんしえん たいせい じゅうじつ きようかどう はか きかん そうだんしえん
委託相談事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化等を図る。また、基幹相談支援セン

せつち けんとう
ターの設置について検討する。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

しょう ふくし どう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく
障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉

どう ていきよう けんしょう おこな
サービス等が提供できているのか検証を行います。

(1) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

じどう はったつしえん はったつしえん ちゅうしん くすまち
児童発達支援センターである「こども発達支援センターあ〜く」を中心に玖珠町・

ここのえまち ちいき じりつ しえんきよう ぎかい しょう じ ちいき しゃかい さんか ほうよう
九重町地域自立支援協議会において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）

すいしん たいせい こうちく
を推進する体制を構築します。

じどう はったつしえん じぎょうしよ および ほうかごとう じぎょうしよ かくほ
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

(2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

じゅうしょうしんしんしょう じ しえん じどう はったつしえん じぎょうしよ および ほうかごとう じぎょうしよ かくほ
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に

かん きぞん じぎょうしよ う い たいせい かくほ
関しては、既存の事業所での受け入れ体制を確保します。

障がい福祉サービス提供事業所

現在、本町で障がい福祉サービスを提供する事業所は以下のとおりです。

事業所一覧

	名称	サービス名等	主たる対象者					電話番号
			身	知	精	児	難病	
1	こども発達支援センター あ〜く	児童発達支援、放課後等デイサービス等				◎		0973-72-1023
2	こども相談支援センター のあ	障害児相談支援				◎		0973-72-1023
3	ライフベース か〜む	生活介護	◎	◎				0973-72-1023
4	玖珠むつみ会 地域活動支援センター	創作的活動や 生産活動の機会 の 提供や 社会と の 交流の促進など			◎			0973-72-6306
5	どり〜む・たんぽぽ	生活介護		◎				0973-73-6556
6	わ〜くす・たんぽぽ	就労継続支援B型		◎				0973-73-9110
7	ほほえみ工房 玖珠	就労継続支援B型	◎	◎	◎		◎	0973-72-6035
8	きりかぶ	就労継続支援B型	◎	◎	◎		◎	0973-72-1022
9	こいのぼり	共同生活援助	◎	◎	◎			0973-72-1022
10	玖珠町社会福祉協議会 ケアセンター	居宅介護、重度訪問介護	◎	◎	◎		◎	0973-72-9225
11	ウインド2 玖珠・森のクレヨン	就労継続支援A型、就労継続B型		◎				0973-72-2424
12	八風・マナス 玖珠	共同生活援助		◎				0973-72-2425
13	指定障害児相談支援事業所 アップル	相談支援事業所				◎		0973-77-2650
14	放課後等デイサービス てくてく	放課後等デイサービス				◎		0973-77-2650



町外の相談事業所の連絡先	平日 9:00 ~ 17:00
◎相談事業所はぎの	ここのえまちおおあざま ちだ 九重町大字町田554-1 ☎ 78-8882
◎ Bee すけっと	くすま おおあざつかわきあざ 玖珠町大字塚脇字640-3 ☎ 0973-27-6251 (白田事業所)

ほんけいかく しょうがい がい かんじ いんしょう はいりよ かのう かぎ い か ひょうき
本計画では、障害の「害」という漢字の印象に配慮し、可能な限り以下のような表記としています。

じゅうらい しょうがいしゃ ひょうき ひと あらわ ことば しょう ひと しょう かた
(1) 従来、「障害者」と表記してきた、人を表す言葉としては、「障がいのある人」「障がいのある方」と
ひょうき
表記するものとする。

なん めいしょうとう しょう ひと ひょうげん てきとう ばあい しょう しゃ ひょう
(2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と表記する。

しょうがい しょう がい ひょう
(3) 「障害」は「障がい」と「害」を「がい」とひらがな表記する。

ほうりつめいとう かんれん こゆう めいしょうまた ようご てきようがい
(4) 法律名等や関連する固有の名称又は用語は、適用外とする。

くすまち しょう しゃ けいかく 玖珠町障がい者計画

しょう しゃ けいかく だい きしょう ふくし けいかく だい きしょう じ ふくし けいかく
(障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

はっこうねんげつ れいわ ねん がつ

発行年月／令和6年3月

はっこうしゃ くすまち ふくしほけんか

発行者／玖珠町 福祉保険課

おおいたけん くすぐん くすまち おおあざほあし ばんち

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の5

でんわ

電話：0973-72-1115 Fax：0973-72-2112